

平成30年度医療イノベーション人材養成プログラム特別講演会 「製薬の強制実施権に関するTRIPS改正と

日本企業への影響」

共催 東京医科歯科大学、日本弁理士会
医療系産学連携ネットワーク協議会 (medU-net)、学際生命科学東京コンソーシアム

日時 2018年 13:30~15:40
12月15日(土) (受付 13:00~)

場所 東京医科歯科大学 M&Dタワー2F 鈴木章夫記念講堂
(〒113-0034東京都文京区湯島1丁目5-45)



事前申込制
参加費無料

2017年1月23日、TRIPS協定を改正する議定書が発効した。この改正によって、一定の条件を充たすTRIPS加盟国（開発途上国）は、強制実施権の下で製造した公衆衛生の問題への対応に必要な医薬品を輸入することができるようになった。本セミナーでは、今回の改正の沿革、WTO及びWIPOでの国際交渉での議論の経緯及び改正の内容について特許庁の講演者に解説して頂き、WHOにおける医療アクセスを巡るTRIPS改正の議論と医療品の違法な並行輸入を防ぐ取組について厚生省講演者に紹介して頂く。これらの講演に基づき、日本企業からのパネリストを含めて、改正の日本企業や国民への影響や、今後の課題についてパネルディスカッションを行う。

プログラム

- 13:30~13:40 開会挨拶
- 13:40~13:55 ワシントン大学ロースクール 慶應大学大学院法務研究科教授 竹中 俊子先生
「イントロダクション：TRIPS改正の沿革」
- 13:55~14:25 特許庁国際政策課 打越 文洋 氏
「TRIPS改正議定書：沿革及び強制実施許諾手続について」
- 14:25~14:55 厚生労働省大臣官房国際課 国際保健企画官 堀 裕行 氏
「医療アクセスをめぐるWHOでの議論」
- 14:55~15:30 パネルディスカッション モデレーター：竹中 俊子先生
日本企業の観点からのコメント：武田薬品工業（株）知的財産 森 誠司 氏
打越 文洋 氏、堀 裕行 氏
- 15:30~15:40 閉会挨拶

申込

本講演会は事前登録制です。下記URLのフォームからお申込くださいませ。
なお、弁理士の方は、別途日本弁理士会から配信されるメールに記載のURLからお申込ください。
<https://www.tmd-tlo.jp/h30tokubetsukoen.html>

※当日やむを得ず来場が出来ない場合で、配布資料を希望される場合は、当事務局まで返信用封筒（定形外・140円）をお送りくださいますようお願いいたします（非常に多くの方が資料を希望されるため、ご理解いただけますようお願いいたします）

【日本弁理士会 継続研修単位】※弁理士の皆様につきましては、継続研修単位として、1.5単位が認定される予定です。遅刻（15分以上）・中座・早退の場合は単位が認められません。



国立大学法人
東京医科歯科大学

medU-net
for Academia, Industry and Society



学際生命科学東京コンソーシアム
Tokyo Interdisciplinary Life Science Consortium

- 開催責任者 東京医科歯科大学 産学連携研究センター長 飯田 香緒里
- 問合せ先 〒113-8510 東京都文京区湯島1丁目5-45 東京医科歯科大学 産学連携研究センター 03-5803-4042